

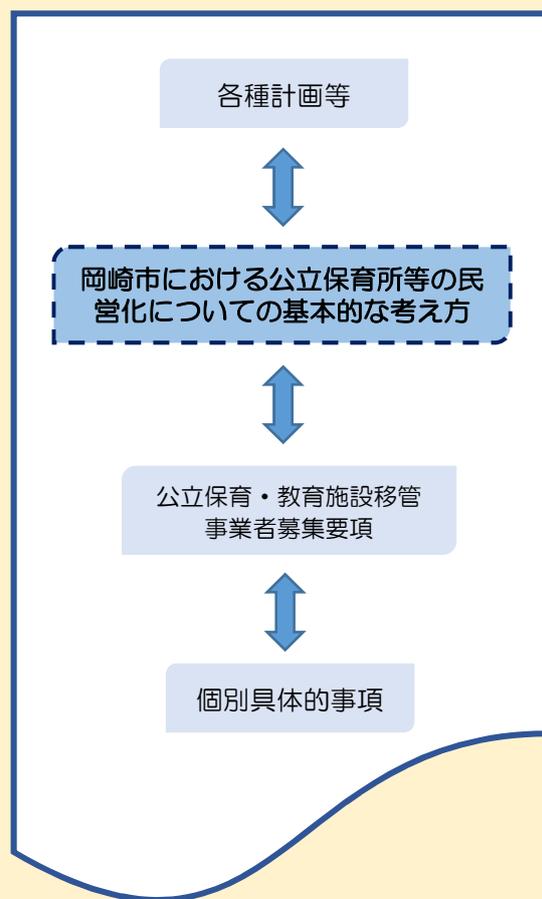
岡崎市における公立保育所等の民営化 についての基本的な考え方

令和3年1月
令和3年7月【改訂】

こども部保育課

本内容は、岡崎市における、岡崎市総合計画、岡崎市公共施設等総合管理計画、岡崎市行財政改革大綱（岡崎市行財政改革推進計画）、岡崎市子ども・子育て支援事業計画、岡崎市保育園個別施設計画に基づき、公立保育所等（保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園）の運営について、民営化する場合の基本的な考え方を定めるものである。

なお、個別具体的な事項については、本内容を基準とし、民営化を検討する施設の状況を勘案したうえで、地域や保護者、関係機関等と意見交換をしながら実施を執り進めるものとする。



目次

1	民営化の基本的な考え方	・・・2
2	民営化により期待できる効果	・・・3
3	民営化により実施する教育・保育内容	・・・4
4	民営化対象施設の選定	・・・7
5	民営化実施方法	・・・7
6	保護者説明会等の実施	・・・9
7	移管先法人の選定	・・・9
8	移管先法人への移管方法	・・・10
9	移管先法人への引継方法	・・・11
10	民営化後の岡崎市の役割	・・・12
11	民営化スケジュールイメージ	・・・13

1 民営化の基本的な考え方

◆ 岡崎市の保育の現状と課題

(1) 乳児を中心とした入所・入園希望者数の増加

岡崎市では、学齢前児童数が漸減するなか、働く母親が増えたこと等により保育所等への入所・入園希望者数が増加している。特に、保育面積がより多く必要となる0歳児から1歳児の入所・入園希望者数の増加において、保育需要が集中する地域の保育所等については、保育スペースの確保が困難な状況となっている。保育環境の改善、さらなる向上を目指すうえでも、増加する乳児等に対応した保育スペースの確保が課題となっている。

(2) 保育需要の地域差

保育需要が集中する地域の保育所等では選考による入所・入園決定がなされる一方で、少子化の進行が著しい市街化調整区域等にある保育所については、定員に空きが生ずるなど、地域の保育需要量と施設の供給量が一致していない状況にある。地域の保育需要に見合った保育所等の適正配置（新規整備、統廃合）が課題となっている。

(3) 公立保育所等の園舎の老朽化

岡崎市には、公立保育所が35施設、公立幼保連携型認定こども園が3施設ある。このうち、築30年以上の園舎がある施設が28施設あり、老朽化が著しい状況にある。特に給食調理室は、平成20年に「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」が大幅に見直されたこともあり、現状の施設では、衛生管理基準に適合していないものも多く、早期の改修が求められている。また、昭和50年代前後から児童数の増加に伴い集中して保育所等が整備されたこともあり、園舎の長寿命化に必要な大規模改修工事や建替え工事が同時期に必要なことが課題となっている。

(4) 限られた財源

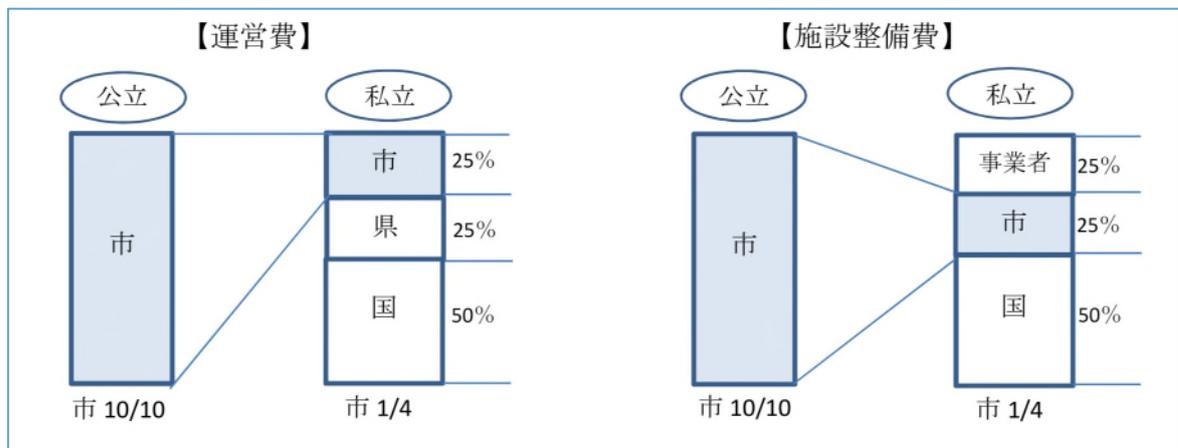
岡崎市の現在の財政は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、歳入の根幹である市税の大幅な減収が見込まれることに加え、歳出では増加を続ける社会保障関係費において、失業や減収による影響も加わり、今後増大が見込まれることから、「財政の非常事態」といえるほどの危機的な状況にある。当面の間、市民生活においても新型コロナウイルス禍における生活基盤の立て直しが優先事項となることから、園舎の大規模改修等の保育環境の改善に必要な財源の確保が課題となっている。

◆ 課題への対応と民営化

乳児等の入所・入園希望者の増加に伴う保育スペースの確保や保育所等の適正配置化、老朽化した園舎の長寿命化等の課題への対応については、岡崎市の限ら

れた財源の範囲では限界がある。岡崎市では、これまで公立、私立ともに保育の基本には変わりなく、子育てと働くことの両立を支援し、全ての子どもたちが大切にされ、いきいきと安心して健やかに育つよう、“公私格差なし”の言葉のもと公立と私立が両輪となって岡崎市の保育を支えてきた実績がある。現状の法制度下では、私立保育所等に国や県からの手厚い財政支援が実施されていることから、岡崎市行財政改革大綱及び岡崎市公共施設等総合管理計画を踏まえ、公立保育所等を民営化し民間活力を導入することで公私一体となって課題解決に向けた対応を実施していく。

【公立保育所と私立保育所の財源イメージ】



2 民営化により期待できる効果

運営主体を民間法人に移管することにより、次の効果が期待できる。

◆保育サービスの拡充

- (1) 休日保育、病児保育等の特別保育の実施等、利用者の多様な保育ニーズに沿ったサービス展開
- (2) 民間法人ならではの特色ある教育・保育の実施

◆柔軟性の向上

運営体制が民間法人になることで、運営主体がスリム化することによる保育ニーズへの対応の迅速化及び民間法人の経営により運営の柔軟性の向上

◆ 市負担の大幅軽減

民間法人の施設運営に要する経費については、施設の整備費用、運営費用に対し、国、県からの様々な財政支援を受けることが可能。国、県から財政支援を享受することにより、削減された財源でさらなる保育サービスの拡充が可能。

保育サービスの拡充例

- ・老朽化した公立保育所等の園舎の建替え等の促進
- ・特別保育等、多様化する保育サービスの拡充
- ・保育所等で勤務する保育士等の処遇の改善 等

3 民営化により実施する教育・保育内容

次に掲げる教育・保育内容を標準として、移管先法人が運営実施することとする。現在、岡崎市の保育方針である、公立と私立で保育サービスに格差のないよう、関係法令、条例などを遵守したうえで、入所・入園児童へ同水準の保育を提供するものとする。

さらに、現在公立保育所等で実施している延長保育等の特別保育等の内容を保ったうえで、移管先民間法人の提案等により、休日保育事業、病児保育事業等の新たな特別保育事業等を追加実施することも可能とする。

◆ 休業日

休業日は岡崎市の関係条例規則に準じて、原則、次のとおりとする。(1)、(2)における例外については別に定める。

(1) 保育所

次に掲げる日とする。ただし、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の認定を受けた、保育所については、次に掲げる日のほか、(2)のいずれか（オについては、「卒園式の日」の翌日から同月 31 日まで）に掲げる日とする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に定める休日

ウ 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

(2) 認定こども園

1 号認定の子どもは(1)に掲げる日のほか、次の掲げる日とし、2 号認定の子どもは(1)に掲げる日とする。

ア 土曜日

- イ 4月1日から入園式の前日まで
- ウ 7月21日から8月31日まで
- エ 1月4日から同月6日まで及び12月24日から同月28日まで
- オ 3月25日から3月31日まで

◆ 開所・開園時間

地域の教育・保育ニーズに即した時間設定とする。保育所、認定こども園における開所時間については次のとおりとする。

(1) 保育所

開所時間は午前7時から午後7時までとし、基本的な保育時間は午前8時から午後4時（土曜日については午後0時30分）とする。

ただし、延長保育事業を実施する場合、午前7時から午後7時までは保育を行うこととする。

なお、1号認定の子どもについては(2)のアによる。

(2) 認定こども園

開園時間は、午前8時から午後5時30分までとする。保育時間は次のとおりとするが、2号認定については、延長保育事業の実施により、開所時間中の保育を行うこととする。

ア 1号認定 午前8時45分から午後2時30分まで

イ 2号認定 午前8時から午後4時（土曜日は午後0時30分）まで

◆ 設備及び職員配置等の基準

移管後の施設の運営形態に応じて、「岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、「岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」、その他、特別保育における事業実施要綱等に基づき、定められた基準を遵守するものとする。また、職員の配置については、次の要件を満たすこととする。

(1) 施設長

認可保育所、認定こども園のいずれかにおいて、施設長の実務経験を有するもの又は同等の知識・経験を有すると認められるものを専任で配置すること。

(2) 常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保でき、経験・年齢のバランスが取れた職員配置とすること。

(3) 非常勤職員

常勤職員の不足分等を補うものとして雇用し、経験・年齢のバランスを鑑みながら、質の高い職員の確保に努めること。

◆ 教育・保育内容等

教育・保育の実施に当たって、次の事項を遵守するとともに、市の子ども・子育て支援施策に積極的に協力すること。

- (1) 移管後の施設運営形態に応じて、「幼保連携型認定こども園教育・保育 要領」又は「保育所保育指針」に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施すること。
- (2) 一時預かり事業等の特別保育の実施等、地域の子育て支援の充実に寄与すること。
- (3) これまで公立施設が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れに努めること。
- (4) 給食については、岡崎市が作成する統一献立に基づき、国の定める大量調理施設衛生管理マニュアル、岡崎市の定める基準等に沿って提供すること。また、食物アレルギー対応についても、国、市等が示すガイドライン等に基づき、子どもごとの状況に応じて実施すること。
- (5) 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させること。
- (6) 公立幼保関係施設と連携・交流を行い、相互の教育・保育の向上を図ること。
- (7) 市の求める研修に積極的に参加し、教育・保育内容の向上に努めること。
- (8) 公立施設がこれまで培った地域との交流を継続すること。
- (9) 保育需要の減少が生じた際は、移管後の安定的、継続的な施設運営のため、公立施設の定員の変更等による調整等を行うので、それに応じて、基準を遵守したうえで、入所・入園希望者の積極的な受け入れを行うこと。
- (10) 現在実施している施設の監査を定例的に行い、適切な保育が提供されているかのモニタリングを計画的に実施する。
- (11) 給食の提供に係る費用の減免規定等については、利用者の公平性のもと、移管時は公立施設で運用されていた基準に準じて運用すること。

4 民営化対象施設の選定

今後も継続して保育需要が見込まれる公立保育所等のうち基幹施設を除く施設の中から候補施設を抽出する。この候補施設について、民間事業者への移管受託の意思についてサウンディングを実施し、市場性（受託の意思）が確認できた施設を対象施設とする。

基幹施設とは

支所管轄区域内において、区域の保育の質の向上や子育て支援の推進を先導する役割を担う施設。次の要件を満たすものから選定する。

- (1) 定員 120 名以上の施設（保育施策に必要なノウハウを維持できる施設）
- (2) 将来の保育需要の変動に対し、区域内保育施設の定員の調整弁となる施設
- (3) 近接する子ども子育て施設と一体利用が検討できる施設

◆民営化対象施設の選定については、原則として次の条件を満たすこととする。

- (1) 施設の立地や利用者などの状況から保育需要が高く、継続的に定員確保が見込めること。保育需要の減少がみられた場合は、公立施設の定員を減少させる等して安定した保育運営を保てること。
- (2) 市の定める防災関連の施設となっていないこと。
- (3) 地域への子育て支援の充実が期待できること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画や岡崎市保育園個別施設計画等、市の定める計画等に沿っていること。

◆民営化対象施設の公表については、利用者が施設を選択する際の参考にできるようにするため、原則、移管実施の2年前までに行う。

5 民営化実施方法

保育所等の運営に関する民間活力の導入に当たっては、施設運営を民間法人に移管する「民営化」を主な手法として実施する。

◆「民営化」とは、既存の保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園）の設置、運営主体を民間法人に移管することをいう。

また、本市の保育需要を考慮して、移管後の民間法人による施設運営形態は、認可を必要とする「幼保連携型認定こども園」又は「認可保育所」とする。

- ◆ 移管後の保育所等の施設改修や他施設との連携等については、民間法人からの提案に基づき、事前に市と協議のうえ決定するものとする。
- ◆ 民営化が困難な場合は、民営化に準ずる手法として、保育所等の「民間委託」（公設民営）手法についても検討する。
- ◆ 移管先の対象となる民間法人については、実績、安定性を重視した選定を行うため、現に、保育所等を運営している「社会福祉法人」を原則とする。

また、民間事業者へのサウンディングの結果、社会福祉法人から事業への参画意思が確認できない場合は、保育所等を運営している「学校法人」を対象とすることも積極的に検討する。

上記以外の営利法人は本内容には含めないものとする。

【社会福祉法人とは】
社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人で、公共性が極めて高く、営利を目的としない民間の法人。

【学校法人とは】
私立学校の設立を目的として設置される法人。国又は地方公共団体を除いては、学校法人だけが学校教育法に定める学校を設立することができる。

民営化に係る想定パターン

【想定例】	移管前		➔	移管後		移管することで期待できる効果
	[運営形態]	[運営主体]		[運営形態]	[運営主体]	
パターン①	認定こども園 保育所	岡崎市	➔	認定こども園	民間法人	特別保育等の充実 特色ある教育、保育の実施
パターン②	保育所	岡崎市	➔	保育所	民間法人	特別保育等の充実 特色ある保育の実施

6 保護者説明会等の実施

次の事項等について、順次、保護者説明会等を実施し、きめ細かな情報提供を市から行う。さらに、子どもへの影響が出ない民営化に向け、保護者の意見や要望が実施方法に反映できるように努める。

- (1) 民営化の概要
- (2) 民営化対象施設の選定理由
- (3) 移管先法人の選定方法
- (4) 移管先法人への移管スケジュール
- (5) 移管先法人への引継（共同保育を含む）の実施方法
- (6) 移管後の教育・保育の実施

7 移管先法人の選定

◆ 募集方法

より優良で意欲のある移管先法人を幅広く募るため、公募型プロポーザル方式を採用する。

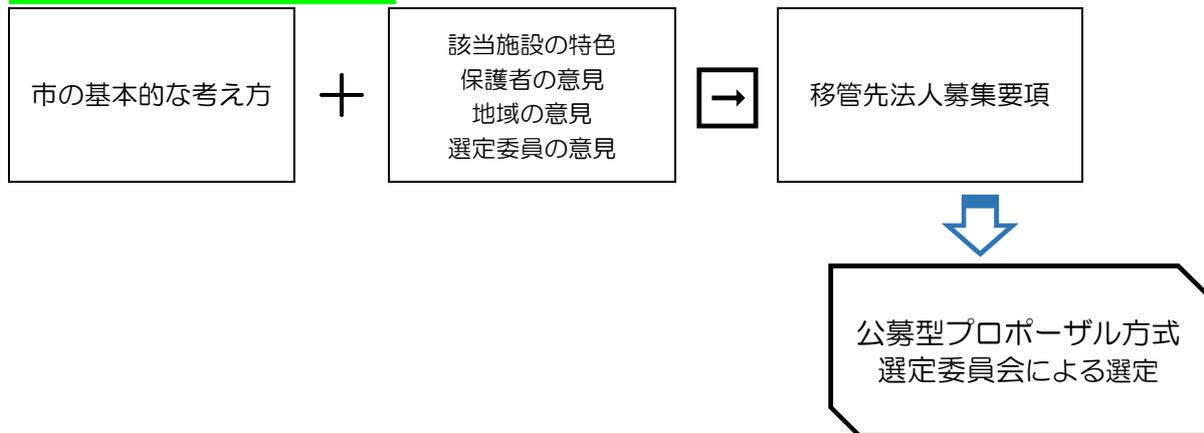
◆ 選定方法

- (1) 市の基本的な考え方に基づき、保護者や地域等との協議を行い、それらの意見を取り入れた「募集要項」を定め、移管先法人の募集を行う。
- (2) 提案方式により、応募民間法人から教育・保育方針や内容も含め、運営のための提案書類等の提出を受ける。
- (3) 応募民間法人に対し、書類選考及びヒアリングに加え、必要に応じて施設実地調査、経営状況調査を行う。
- (4) 外部有識者や保護者を含む関係者から構成する移管先民間法人選定のための委員会を設置し、選考の公平性・透明性を確保したうえで選定を行う。

◆ その他

応募のあった民間法人が上記の「募集要項」に定める運営等の水準を満たさない場合は、移管先法人が決定するまで現行どおり、市による運営（公設公営）を継続することとする。

移管先法人の選定スキーム



8 移管先法人への移管方法

移管先法人が、継続的かつ安定的に施設運営し、教育・保育の更なる充実が図れるように、移管先法人へ移管を実施する。

◆ 土地

原則、移管先法人へ市有地に関し、期間を設けたうえで無償で貸し付けることとし、期間経過後、問題がないようであれば貸付期間の延長を行う。

市が賃借している民有地については市の賃借と同条件により、移管先法人が土地所有者と賃借契約を締結できるよう事務を執り進めることとする。

◆ 建物

原則、移管先法人へ無償譲渡を行う。

◆ 工作物、備品

原則、移管先法人へ無償譲渡を行う。

また、移管を行う保育所等の区分に応じ、土地、建物は次のパターンにより移管を実施する。

◆ 近い将来、建物の建替え、大規模改修（以下、建替え等）が不要

⇒ 現況の土地、建物のまま移管する。

- ◆近い将来、建物の建替え等が必要であり、現在地で実施が可能
 - ⇒ 現況の土地、建物のまま移管するが、近い将来、建物の建替え等をするこ
とを条件に付して移管先法人を選定する。

- ◆近い将来、建物の建替え等が必要であり、現在地での実施が困難
 - ⇒ 原則、市が代替地を確保するとともに、近い将来、代替地で建物の建替え等
をするこを条件に付して移管先法人を選定する。
現況の土地、建物を移管した後、建替え等を行う際は、代替地を無償で貸し
付け、代替地における建替え等が完了し、教育・保育の提供に支障がないと判
断された段階で、現況の土地を市に返還する。

9 移管先法人への引継方法

運営主体が移管先法人に変わるにより、子どもへの影響が出ないよう、現行の教育・保育内容を継続的なものとするこを原則とした引継ぎを実施する。

- ◆ 引継期間
 - 民営化実施の1年前までには移管先法人を決定し、1年間～相当期間の引継期間を確保する。

- ◆ 共同保育
 - 子ども達が移管先法人の保育士等の職員との信頼関係を築いたうえで移管することができるよう、移管先法人に移管後、「岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例」に基づき、民営化対象施設で保育を実施していた保育士等を1年から3年を上限として、移管後の施設に配置し、移管先法人職員と共同で行う教育・保育（共同保育）を実施する。
上記期間においては、入所・入園児童それぞれの発達段階に応じ、民営化後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の子どもの様子などの把握に努めるとともに、子どもや保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応しながら共同保育を実施することとする。

- ◆ 引継内容
 - (1) 子どもに関する健康・発育などの記録を基に、子ども一人ひとりの生活の様子や状況などを共同保育などにより引継ぎを実施する。
 - (2) 教育・保育目標や計画及び指導計画、各クラスでの教育・保育内容や子どもの受入れ、引き渡しなどの日々の教育・保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、

保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係等施設運営全般について引継ぎを実施する。

◆ 進捗管理

上記引継内容を標準として、市と移管先法人において協議を行ったうえで引継ぎに係る計画を策定する。

また、本計画の進捗管理を市が行うとともに、必要に応じて移管先法人への指導を行う。

◆ 保育料等

保育料は、条例等に基づき、市が決定するため、市が設置運営する場合と同額となる。

保育料以外の制服代、教材費等については、移管先法人と保護者の話し合いのうえで決定となる。

給食に係る費用の減免規定等については、移管時は市で運用している規定等を参考として、運用することとする。

10 民営化後の岡崎市の役割

民営化を実施した後においても、移管先法人に対する指導監査、児童の利用調整等に、市が一定の関与を保ち続ける。

また、民営化後、一定期間保護者へアンケートを実施し、その運営状況を確認するとともに、保護者・移管先法人・市の三者において定期的な話し合いの場を設け、保育内容を逐次確認し、問題が生じた際は、必要な改善・指導を実施する。

なお、適切な保育サービス内容の提供がされていない場合に、市が勧告することやそれに従わない場合には設置認可規定に基づき、認可を取り消し、新たな運営法人の選定又は公営による施設の運営も検討する。

民営化後についても引き続き、市が定期的に施設を訪問し、適切な保育サービスが提供されているかを確認するとともに、必要に応じ助言・指導を実施することにより、市として民営化の検証を行い、後の施設運営に活かしていくものとする。

11 民営化スケジュールイメージ

実施区分	確認	事業者決定	民営化準備	民営化開始(1年目)	民営化2年目	民営化3年目
年度	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化に伴う課題の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化法人の公募、選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化法人への保育内容の引継ぎ ・ 正規保育士等の派遣手続き ・ 現契約内容の派遣手続き ・ 関係例規の改正手続き ・ 保育所としての認可手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規保育士等の派遣(1年目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規保育士等の派遣(2年目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規保育士等の派遣(3年目)